

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

※新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯に給付金を支給します。
 この給付金は、児童扶養手当を申請されていない「ひとり親世帯の方」も対象となることから対象者が特定できないため、広く周知を行っています（四日市市において児童扶養手当の申請を行っている方については、個別に案内を送付予定）。
 給付金の支給の対象者（①～④）となるかどうかは、裏面のフローチャートでご確認ください。

給付金の対象となる方

○国の給付金

- 【対象者①】 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- 【対象者②】 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
 ※仮に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります
- 【対象者③】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

基本給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円



追加給付額

1世帯5万円（※）

※追加給付は上記①、②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方が対象です。

○市の給付金（※上記、国の給付金を受けた方は対象になりません）

- 【対象者④】 上記①～③に該当しないひとり親の方
 なお、市の給付金では、離婚協議中の方やDV避難者も一定の条件を満たせば支給の対象となります。

給付額

児童1人につき3万円

給付金の支給手続きについて

- 申請先：総合会館1階 給付金担当窓口（10月以降、場所が変更となる場合があります）
- 申請期間：令和2年8月3日（月）～令和3年2月26日（金）
- 提出物
 - 【対象者①】
 - ・基本給付分は申請不要です。追加給付分は個別案内に同封した申請書を提出してください。
 - 【対象者②、③、④】申請用紙は申請先窓口にあります（市HPからもダウンロードできます）。
 - ・申請書（②の方で追加給付を受ける場合は、別途申請が必要です）
 - ・申請者本人確認書類の写し
 （※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等）
 - ・受取口座を確認できる書類の写し
 （※児童扶養手当を申請済みの方については、児童扶養手当の振込口座に限る）
 - ・支給要件を確認できる書類（児童扶養手当の認定を受けている方は不要です）
 ②、③の方
 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、父又は母が障害の状態にあることを事由として申請する場合は障害年金に係る年金証書（障害等級が1級のものに限る）等
 ④の方
 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、父又は母が障害の状態にあることを事由として申請する場合は障害年金に係る年金証書（障害等級が1級のものに限る）等、その他離婚協議中の方やDV避難者においては当該事実を確認できる書類）
 - ・簡易な収入（所得）見込額の申立書（④の方は不要です）
 ②の方の添付書類
 申請者及び扶養義務者（同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等）のH31年度（H30年中）課税証明書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類
 ③の方の添付書類
 申請者及び扶養義務者（同居の父母、祖父母、兄弟姉妹等）のR2.2月分以降の給与明細（一月分）、年金振込通知書等の収入額が分かる書類
- 給付金の支給時期
 - 【対象者①に対する基本給付】 8月中旬に振込予定
 - 【上記以外】 審査後に振込み（9月中旬以降～振込開始予定）

<お問い合わせ先>

四日市市役所

新型コロナウイルス感染症対策室 ひとり親世帯臨時特別給付金担当

Tel：059-325-6955（土・日曜日、祝日を除く8：30～17：15）

こども保健福祉課 Tel：059-354-8083